

政令第百十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

平成三十年度における恩給改定率を定める必要があるからである。